

松江市消防団の業務及び出動報酬支給に関する運用要領

松江市消防団

1. はじめに

この要領は、松江市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（松江市条例第 354 号）（以下「条例」という。）及び松江市消防団の運営に関する規程（松江市訓練第 7 号）（以下「規程」という。）に定めるもののほか、松江市消防団（以下「消防団」という。）が従事する業務範囲及び出動報酬の支給に関し、必要な事務を定めるものとする。

2. 業務範囲

消防団の行う業務内容は、消防力の整備指針（平成 12 年 1 月 20 日総務省消防庁告示第 1 号）第 36 条の規定に基づき、別表一に掲げるものとする。また、別表一に基づき、具体的な業務を別表二に掲げる。

3. 方面団年間活動計画の作成

- (1) 方面団は、別表二に掲げる業務のうち、水火災その他災害への出動及び誤報並びに災害警戒以外の業務に関して、分団ごとに年間活動計画（以下、「方面団年間活動計画」という。）を作成する。
- (2) 方面団年間活動計画は、別記様式により毎年 4 月末日までに消防本部消防団室に提出する。なお、計画した活動を実施できなかった場合等は、必要に応じて業務を追加修正し消防本部消防団室に提出する。

4. 出動報告

規程第 14 条に定める出動状況の報告は、水火災その他災害、誤報、災害警戒への出動時及び方面団年間活動計画に基づく業務の実施時並びに消防本部の要請等による業務の実施時に、別表二に示す報告基準に従い、その活動内容、時間及び人員を報告するものとする。

5. 出動報酬の支給

条例第 15 条に定める出動報酬は、前条の定めにより提出された出動報告書に基づき支給するものとする。ただし、活動内容及び人数により予算の範囲内で支給するものとする。

6. その他

- (1) この要領の定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。また、要領の内容は実態等に応じて適宜変更していくものとする。
- (2) この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表一（２．関係）

1	火災の鎮圧に関する業務	(1)消火活動 (2)火災発生時における連絡業務 (3)火災現場における警戒（鎮火後の警戒を含む。）
2	救助に関する業務	(1)水難救助活動 (2)山岳救助活動 (3)交通事故等における救助活動 (4)救助事故現場における警戒 (5)行方不明者の搜索
3	地震、風水害等の災害の予防、警戒及び防除並びに災害時における住民の避難誘導等に関する業務	(1)住民の避難、誘導 (2)災害防除活動 (3)災害現場における警戒 (4)災害発生時における連絡業務 (5)危険箇所の警戒
4	原子力発電所事故時における住民の避難誘導等に関する業務	(1)住民の避難誘導 (2)住民への広報活動
5	武力攻撃事態等における警報の伝達、住民の避難誘導等国民の保護のための措置に関する業務	(1)住民の警報や避難指示等の伝達 (2)住民の避難誘導
6	火災の予防及び警戒に関する業務	(1)防火訓練、広報活動、防火指導等の火災予防活動 (2)年末警戒 (3)定期巡回
7	地域住民（自主防災組織等を含む。）等に対する指導、協力、支援及び啓発に関する業務	(1)地域住民に対する防火意識の啓発、指導 (2)応急手当の普及指導 (3)イベント等の警戒
8	消防団の庶務の処理等の業務	(1)訓練等行事計画の策定 (2)団員の募集 (3)その他庶務関係事務
9	その他、地域の実情に応じて、特に必要とされる業務	(1)資機材の点検整備 (2)消防水利確保のための点検・清掃等 (3)操法訓練 (4)その他、地域の実情に応じて特に必要とされる業務

別表二（2.、3. (1)及び4. 関係）

業務内容	報告対象	報告基準
火災現場における活動	火災現場等に到着等した出場者	(1)消防本部からの出動要請又は消防団長の命令等による活動であること (2)消火活動は、火災を覚知から活動終了するまでを1回とする
救助活動	出場者	(1)消防本部からの出動要請又は消防団長の命令等による活動であること (2)行方不明者の捜索については、捜索日1日毎、3日間を報告対象とする
風水害その他災害による活動	出場者	消防本部からの出動要請又は消防団長の命令等による活動であること
誤報	出場者	消防本部から出動要請を行ったものに限る
災害警戒	出場者	水火災その他災害における災害警戒活動への出場者を対象とする
火災予防活動	出場者	(1)方面団年間活動計画によるものであること (2)火災予防運動については、あらかじめ計画された火災予防防火パレード、住宅防火訪問（消火器点検等）その他運動期間中の活動に対して支給する
文化財防火デー	出場者	(1)市からの要請に基づくものであること (2)各方面団20名までを対象とする
機関点検	出場者	(1)方面団年間活動計画によるものであること (2)1回/月までを対象とする (3)標準的な活動人数は4人とする
定期巡回	出場者	(1)方面団年間活動計画によるものであること

		(2)2回/月までを対象とする (3)標準的な活動人数は軽車両以下は2人/回、普通車両以上は3人/回とする	
女性分団活動	出場者		
消防出初式	出場者	市消防出初式を対象とする	
訓練	幹部・新入団員訓練	出場者	(1)常備消防が企画したものであること (2)対象の詳細は別に定める
	機関員訓練	出場者	(1)常備消防が企画したものであること (2)対象の詳細は別に定める
	大規模災害対応訓練	出場者	(1)方面団年間活動計画によるもの又は常備消防が企画したものであること (2)対象の詳細は別に定める
	方面団実施訓練	出場者	(1)方面団年間活動計画によるものであること (2)常備職員又は松江市消防団員以外で常備職員と同等の知識を有する者を指導者とした訓練であること (3)対象の詳細は別に定める
	自治体等主催防災訓練	出席者	(1)松江市防災訓練、斐伊川水防演習を対象とする (2)訓練当日の出席者を対象とする
	特別教養訓練(基礎教育、初級幹部、現場指揮課程、分団指揮課程、指導員研修)	出場者	
地域防災訓練等行事	出席者	(1)団としての役割(指導、講習、構成員など)がある訓練等行事に限る (2)対象の詳細は別に定める	
応急手当普及員講習	出場者	(1)再講習の受講を含む (2)受講1件毎を対象とする	

救急講習指導			指導を行った応急手当普及員(消防団員)	(1)講習1件毎を対象とする (2)対象の詳細は別に定める
イベント等の警戒			出場者	(1)消防本部が要請したものであること (2)対象の詳細は別に定める
団員の募集			出場者	(1)公共施設等でチラシ配布やイベント参加による広報活動等の団員の募集活動を行ったもの (2)各種創意工夫し、団員の募集活動を行ったもの (3)対象の詳細は別に定める
イベント参加による活動			出席者	消防本部が要請したものであること
会議	方面団長会議		出席者	団長、副団長及び方面団長が出席する会議に限る
	方面団内会議		出席者	(1)方面団長会議に紐づくもので、かつ、年間活動計画によるものであること (2)班長以上の出席者を対象とする
	その他会議・視察		出席者	(1)消防本部が行う臨時の会議であること (2)消防本部が指定する出席者を対象とする
大会	島根県消防団体長会		出場者	
	島根県消防大会		出場者	
	中国五県消防関係者大会		出場者	
防火水槽点検・清掃			出場者	(1)方面団年間活動計画によるものであること (2)対象は別に定める
操法訓練	市消防操法大会	訓練	選手とサポート員(車両の場合計9名以内、小型ポンプの場合計7名以内)	(1)説明会以降又は方面団選考会以降に行った訓練であること (2)週2回までを対象とする

		説明会	出場者	各方面団 8 名までを対象とする
		当日	団本部出場者、選手、サポート員 (車両の場合 4 名以内、小型ポンプの場合 3 名以内)	
	県消防操法大会	訓練	選手とサポート員 (車両の場合計 9 名以内、小型ポンプの場合計 7 名以内)	(1)市大会から県大会までの期間中に行った訓練であること (2)週 2 回までを対象とする
		当日	団本部出場者、選手、サポート員 (車両の場合 4 名以内、小型ポンプの場合 3 名以内)	
ラッパ隊活動			出場者	(1)方面団年間活動計画によるものであること (2)訓練は 1 回/月までを対象とする